

技術に対する法的統制

高田, 源清
九州大学法学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1337>

出版情報 : 法政研究. 25 (2/4), pp.1-24, 1959-03-05. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

技術に対する法的統制

高田源清

目次

- 一、問題の所在
- 二、技術に対する法統制の多様性
- 三、物的な面に向けられた技術統制
- 四、人に向けられた技術統制
- 五、技術統制の法的特質
- 六、技術統制の確保と違反の処置

一、問題の所在

文明は各種の技術の進歩に依存する。生産技術の水準が、一国の経済文化の水準を左右し、やがてその経済構造は勿論、政治構造までも変革せしめるものであることは、一般に認められるところである。^(一)そして医療の技術と、製薬の技術は、一国の国民の保健生活の程度を動かし、日常生活での最低文化度の水準を決定する。^(二)そしてそれは、やがて世界人類の経済生活と健康生活の水準を高め、これを保障するものである。

ソ連においては、その技術水準の躍進のために払っている努力の著しいこと、既に衆知のところであるが、わが国でも戦時中の孤立化のために生じていた産業技術の著しいおくれを、急速に回復することの急務が説かれ、そのために既に進歩した各種の機械などの輸入について特別措置を考慮し、^(四)更にそれらの輸入機械その他につき税法上の特別減価償却の方法を認め、^(五)別に「外資導入法」を制定して、優秀産業機械の購入を容易にし、^(六)昭和二五年の商法、特に

株式会社法の改正に際しても、各種の外資導入への考慮を加えるなどの方法を講じたのである。^(七)

勿論、わが国においても、既に特許制度^(八)、實用新案の制度^(九)などが存し、産業的技術の発明に多くの保護と奨励方法を講じて来ていたし、他方工業製品の一定水準の確保のための法的措置として、工業製品の標準化の立法を行い^(一〇)、特に輸出品に対して水準以下の粗悪品が輸出されて、わが国の信用を失墜することを予防して来たのであるが、戦後一層、このための努力を続け、立法的措置を強加して来ているのである。^(一一)とりわけ昭和三一年法律一五四号による「機械工業振興臨時措置法」、同二四年法律一八五号による「工業標準化法」、更に「電子工業振興臨時措置法」^(三二年法律一七一号)その他の特定部門の技術水準の急速な向上を企図する特別立法の簇生などは、この意味から特筆すべき立法措置であると言えよう。

又行政府においても、一般の産業行政に任ずる通産省の指導では不十分として、昭和三一年「科学技術庁設置法」^(同年三月三十一日法律四九号)を制定公布して、特に「科学技術の振興を図り、国民経済の発展に寄与する」ことを専門に担当する総理府の外局としての「科学技術庁」という行政機構を整備し、又従来は通産省の外局としての「特許局」を、「特許庁」に昇格拡大して工業所有権の保護と奨励にあたり、更に特殊会社としての「科学研究所」^(三〇年八月一日法律一六〇号「株式会社科学研究所法」)を創設して、特に産業技術の国策研究実施機関として活動せしめることとしたが、その後、株式組織では不適當として、特殊法人「理化学研究所」に改組^(三三年四月二四日法律八〇号「理化学研究所法」)するに至っている。^(一二)

臨床医学の点では、独逸医学と共に最高水準を行くと自負していた日本の医学も、医療器具の飛躍的改善と、化学療法の点などにおいて、北米その他の技術輸入が急務となり、こうした方面での措置が講ぜられ、更に日進月歩して停止を知らぬ医療薬品については一層であった。昭和二三年の「医療法」は、綜合病院・病院・診療所・助産所などの最低基準を、人的に、更に物的施設の面で、統制を加え^(同法二二条)、更に薬事法は、都市における薬局に一定基

準の調剤検査の施設を条件とするなどの改正に進んだのである。^(一三)

更に電信・電話、特に無線による通信技術の発展は、多くの技術統制を、国内的に、更に国際的に、不可避としてつあることも特記すべき点であろう。^(一四)

このように各方面に高度の技術が要請されるに至ると、その技術を十分に且つ安全に駆使し、更にその不断の進歩を推進すべき人材の大量造成が不可欠となる。ここに従来の日本の大学が、社会科学系に比重がかかり過ぎていた点を是正して、自然科学、特に技術系学部を増設増募の方針が打出されたのは当然としなければならぬ。^(一五)そして企業界でも、技術者の待遇が著しく改善され、技術重役の数を著しく増加して来たことも、最近の顕著な動向の一である。^(一六)

しかし、技術の進歩は、国民並に人類の幸福の増進のためにのみ役立たず、これが或いは大量殺りくの兵器を創り、更に全人類を破滅に導くおそるべき原子兵器を、競争して生産せしめる事態となつては、われ／＼人類は、この技術の進歩に、嚴重な桎をはめざるを得ないのである。ここに製品としての兵器自体は勿論、その推進力となる科学技術自体に、強力な国際的な統制を加えるより方法がないのである。しかし現在の国際社会は、必ずしも、この不幸な技術の所産の統制に、一致した歩調を採り得ない実情にあるが、決してあきらめることなく、辛抱強く努力して、団隊管理と統制下におき、更に進んで、この原子科学を、平和的利用のみに局限する世界的努力こそ、焦眉の急となつてゐるわけであり、これを為し得るのは、世界の与論であり、良識であるが、原子力戦争の被害を直接に被つたわれ／＼日本人こそ、この世界与論の喚起統一へのチャンピオンとなるべきものである。^(一七)

(一) いわゆるマルクスズムによる唯物史観を、信奉すると否とに拘らず、資本主義国家では、こうした傾向を是認しなくてはならぬ。ただ、わが国の如く、後進資本主義国では、明治期の大半は、そして満洲事変後、今次大戦を通じての時代などでは、政治が経済を動かす、経済に対する法優位の現象を著しく示している。この実情の詳細は、拙著「産業法概論」上巻一頁以

下、「改訂経済法」一七六頁以下に記述するところに譲る。

(二) 私は、最少限度の文化的ということは、少くとも衛生的な生活が保持されているところにもとめるべきものと信ずる。詳細は、拙稿「保健衛生法の発展とその法的性格」福岡商大論叢六卷四号八一五頁以下、同上「医療の社会化——病院の公営と医師の公務員化の提称」法政研究二五卷一号一頁以下参照。

(三) ソ連の生産水準の後進性こそが、社会主義前進を阻むものとして、技術の発展進歩を昂めるための努力は著しく、いわゆるカードルの養成が、挙げて努力され、且つ技術の秘密化、独占化の代りに、一時報賞と技術公開の方法を採用して、その生産力の向上に努力している。そして、モスクワ大学その他の大学での技術系重点主義の著しいことも、既に多く紹介されているところである(野々村一雄「ソ連邦の経済」八三頁以下)。

このことは、隣国の中国においても、同様に努力されているところである。中国研究所発行「新中国年鑑」(一九五八年版)、中国研究所「中国における社会主義競争」(中国資料月報一〇〇号)

(四) 例えば、関稅定率法(明治四三年法五四号)で、重要機械その他の輸入に対しては、極めて低率か、減免措置をとっている。

(五) このための措置は、昭和三二年法律二六号「租稅特別措置法」一〇条に、重要機械などの三年間五割増償却を、一条で合理化機械等の初年度二分の一償却を、一二条に試験研究用機械設備の特別償却を、そして一二条ノ二で新技術企業化用機械設備などの特別償却を定める如きこれである。

(六) 昭和二五年法律一六三号による外資導入法は、その第一条に示すように「日本經濟の自立とその健全な發展及び國際收支の改善に寄与する外國資本に限り、その投下を認め、外國資本の投下に伴つて生ずる送金を確保し、且つこれ等の外國資本を保護する適切な措置を講じ、もつてわが國に対する外國資本の投下のために、健全な基礎を作ることを目的とする」ものである。

- (七) 商法二五六条ノ三の取締役選任の場合の累積投票制度、二三六条の臨時株主總會の請求權の株主条件の緩和（発行済株式總数の百分の三）などが、これであるとされる。
- (八) わが國の特許制度は、大正一〇年法九六号特許法によって守られて居り、特許登録により専用權を發生するが、それは出願公告の日より十五年とされている（四三条一項）。しかし、必要によっては、更に三年以上、十年以内延長することを認める（四三条五項）。同法は公用制限と公用收用の制度をおいているが（四〇条）、わが國の如き技術低位の國では、こうした長期の専用權制度を制限して、發明報賞を一時補償によって、公開利用することを適當とするのではないかと考える。
- (九) 實用新案の保護に対しては、同じく大正一〇年法九七号による「實用新案法」があつて、登録専用の制度を確立している。
- (一〇) すなわち、工業の適正且つ合理的な標準の設定を目的として「工業標準化法」（二四年法一八五号）を、別に「機械工業振興臨時措置法」（三一年法一五四号）、「電子工業振興臨時措置法」（三二年法一七一号）などが制定されている。
- (一一) 古くは明治三〇年の「重要輸出品同業組合法」、それに代つた三三年の「重要物産同業組合法」が、輸出品検査制を設けていたが、戦後のものでは、昭和二三年法一五三号の「輸出品取締法」があつたが、現在は同法が廃止され、「輸出検査法」（三二年法九七号）によつてゐる。
- (一二) これらの技術統制官庁と、その産業技術の国策機關による研究遂行の問題については、拙著「改訂経済法」三九頁以下参照。
- (一三) これらの医療關係並に藥事關係のそれについての詳細も、拙稿「保健衛生法の發展とその法的性格」福岡商大論叢六卷四号一七頁以下及び三五頁以下参照。
- (一四) この実情については、鎌田繁「電波法概説」五四—一一八頁及び二八一—二九二頁参照。
- (一五) 昭和三三年度から、文部省がその管下の大学について、技術系学生の増募を勧奨し、その予算裏打を初めた。
- (一六) この傾向は、ここ数年来特に著しく、その実情につき、西原寛一氏「株式会社の実証的研究」大阪市立大学叢書第二卷

参照。

(二七) 原子力の平和利用の問題、更には原子力の国際管理などの問題は、現実の国際政治の重要問題と化しているが、この原子力をめぐる諸問題については、菊池勇夫「原子力基本法の平和目的」法政研究二二卷二―四合併号一二八頁以下及び同「原子力法学の展望」(九大三〇周年記念論文集所収)参照。尚おわが国内法では、三〇年の「原子力基本法」第二条は、「原子力の研究、開発及び利用は、平和目的に限り」と明定して、この点からの逸脱を規制している。

二、技術に対する法統制の多様性

上記のような技術統制は、統制の多くがそうであるように、国家による統制が主であることは言うまでもないが、業者団体などによる自主的なものもないではない。^(二)しかし最も注意すべきものは、その国際的統制の必要性と可能性が強くなりつつあることであろう。これは技術自体に内在する世界性乃至国際共有財産性に因るといふ方が適切ではあるが、^(三)国家の対立競争の所産としてのものも無視できない。^(三)

その統制方法としては、一定の作為を命ずる型式のもの、不作為を命ずるものがあることは、一般の統制の場合と共通であるが、受忍義務を命ずるものは、他の分野に比して少ないようである。^(四)ただ、これらの統制が、直接に一定の技術を施行する者に対してのみではなく、ひろく一般国民にも及ぶ種のもものが、少くないことに一特色を見出し得るか^(五)と考えるものである。

更に直接統制の方法と、間接統制の方法による形式とがあることも、一般の統制と同じであるが、それには統制が直接に統制客体に及ぶものと、業者団体その他を通じて間接に行われる意味でのものと、^(六)統制手段が、この技術統制の目的に、直接的なものと、間接的なものがあることも同様である。^(七)前者の区別では直接統制が支配的に多いが、

それはその技術統制が、多くは人命その他に関する直接的危険を予防するものが多いためである。^(八)而して後者の区別では直接統制が多いことは言うまでもないが、間接的な方法として、一定の技術資格者の免許制という形で、これを保障するものが、他の分野よりも割に多く存するのではないかと考えるものである。^(九)

しかし、この技術統制の実体を、最も容易に且つ具体的に見るためには、統制対象による区別を最適とするので、本稿ではその方法により以下詳論することとする。すなわち主として生産又は建設の施設に向けられた技術統制、一定物資の品質・製造過程に向けられた技術統制、更に活動形態に向けられたものなど、物的な面に向けられた技術統制と、これに対して特定の技術的業務に従事する人に向けられたそれに、分けて吟味することとする。

(一) 国家による直接の統制が行われることが多いが、医師会、輸出組合などその他の業者の団体によるものも多少発見できる。

(二) この意味で、特許権その他の国際条約による世界的保護の必要も生れ、既に一八八三年に「万国工業所有権保護同盟条約」が成立しているわけである。

(三) 原子力兵器の競争の外、国際的電波競争などの世界的な休戦条約の必要性も著しいわけである。

(四) この技術統制の確保のため、その技術実施の現場の検査、査察の受忍というものも存するが、これは比較的少ないが、製品の検査、検定を要するものは多いが、これは寧ろ、上記の作為義務の方に入るのでないかと考える。例えば薬剤、通信機、電気器具などの検査・検定がこれである。

(五) 例えば、一定の技術水準を守らず、又は一定品質を保有しないものの保有、使用などを、一般国民にも禁止し又は制限するもので、これも飲食物、薬剤、化粧品などに事例が多い。

(六) 国家自体が技術統制を加えるものが、後述する事例の大部分であるが、医師会に優生保護医の指定を委し、(優生保護法五条)、輸出品の規格品質などの検査を業者組合に行わせるなどがこれである(輸出検査法一四条以下参照)。

(七) 例えば航空機の製造についての技術統制、電気器具、放射線療養器具などに対する安全保障のための構造上の統制は、こ

ここに直接統制であるが、一定の職業に技能試験を合格した者のみの従事を認める人的免許制度は、ここに間接統制と言えよう。

(八) 例えば、鉄道路線の構造に、更に自動車、航空機などの構造に対し、更には危険薬剤の製造に、有毒飲食物の製造加工の禁止などに対する技術的統制が、凡て国家又は地方公共団体、又は警察・保健機関である如きこれである。

(九) 自動車の運転士、航空機の操縦士、船長、通信士の如き者より、医師、歯科医師、薬剤士の試験免許制度の如きこれであるが、最近は極めて広汎に拡げられつつあるところである。

三、物的な面に向けられた技術統制

この物的な面に向けられた統制は、最も直接的であり、強方に且つ広汎さを加えているのであるが、これには更に主として物的施設、物的構造に対するもの、一定の物質自体に向けられたもの、更に主として技術水準に向けられたもの、又はその二つ又は三つに共通に向けられたものなど、種々であり、更にその技術統制の目的が、人命その他に向けられたものと、それ以外の動物に向けられたものなどがあって、複雑である。

(イ) 一定の物的施設に対する技術統制 これにも主として一定の物的構造自体に向けられたものと見れるものと、一定の物的施設を強要する形式のものなど区々である。前者の事例と見得るものは、古くから割に多く、例えば鉄道、軌道の構造技術上の主として安全性確保のための技術統制がある。地盤につき、軌条自体につき、勾配につき、傾斜についてなど多く存するところである。最近^(二)は、道路の構造についても、構造技術上の統制を加える「道路構造令」^(三)（三三年八月一日）（政令二四四号）の制定を見るに至っている。又交通車輛の構造についても、鉄道・軌道の車輛は勿論、自動車については、道路運送車輛法^(四)（二六年六月一日）（法一八五号）が制定されてその安全性確保のための構造技術の統制が強くなり

船舶については、夙に船舶安全法^(昭和八年)が存し、^(五)これ又構造技術上の統制を一般的に行うと共に、他面低性能船舶の淘汰を実施しているところである。^(六)更に最も強度の構造統制を受けるものに、航空機があるが、これは耐空証明の強制^(航空法一〇条四項)は勿論、型式証明^(航空法一二条)をも要求して、苟も構造上不安の伴うものの飛行使用を厳禁していることは言うまでもない。^(七)更に人馬などの交通頻繁な都市の建築構造技術上の統制は、早くから市街地建築物法に見えていたのであるが、^(八)更にそこに住居し、利用する者の保健衛生、危害予防上の考慮からの建築物の構造技術上の統制は、昭和二五年法律第二〇一号による建築基準法に至って、劃期的な拡大を見ているところである。^(九)なお、多費利用の建築物について、特に危険防止上の技術統制は、従前から興業場、旅館、病院などの特別建築物又一定の風俗営業又は公衆浴場などの風紀取締上の構造制限なども存したところであるが、^(一〇)これらも昭和二三年を中心とする関係法規の新法規により、一層強加されたところである。^(一一)更に非常の場合の退避困難な病人を收容する病院などにおける危害予防上の構造的考慮も、早くから残したところであるが、昭和二三年の医療法並に同法施行法令では、極めて詳細にして嚴重な技術規整を定めるに至っている。^(一二)又水道の衛生保持上必要な物的構造、下水道の構造上の技術統制も、躍進を見せている。^(一三)

以上は主として構造上のものであるが、それ自体の危険防止は勿論であるが、それに附設して一定の危害予防のために、施設を強制されるものに、先ず一般的なものとして、労働基準法が定める安全装置の強制があり、^(一四)レントゲンその他放射性同位元素の危険からの防衛のためには、特別法として、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」^(三二年六月一〇日)が制定されている。^(一五)

そして上記とは、多少趣きを異にする立場からの物的設備の強制による技術の間接保障のためのもので、前記医療法の定める総合病院、病院、診療所、助産所の一定物的設備の基準が存することを挙げなければならぬ。^(一六)

- (一) このための基準法として、国有鉄道建設規程（昭和四年鉄道省令二号）で、線路につき、軌間、曲線、勾配等に分ち詳しく定める（八一五五条）。又地方鉄道のそれについては、地方鉄道建設規程（大正八年閣令一一号）第二章（四一三五条）に定めている。
- (二) 三年の道路構造令では、従来の道路構造令と街路構造令を一本化して、構造基準を定めたもので、設計速度、線形、視距、舗装、立体交差、橋などにつき各々技術的基準規制を為している。
- (三) 国有鉄道の車両については既掲の国有鉄道建設規程第三章（五六―八四条）に定め、地鉄でも、地方鉄道建設規程第三章（三六―五八条ノ四）に定めるが、別に「地方鉄道車両整備基準」（昭和二六年運省令第一七七号）を設けている。
- (四) 道路運送車両法の第三章に、車両の保安基準（四〇―四六条）を定めて、之に適合したものでなければ、運行の用に供してはならぬとしている。そして別に技術的に詳細な基準を告示している（二六年運輸令六七号道路運送車両の保安基準、同年同令七〇号自動車整備基準など）。
- (五) 船舶安全法は、同法による堪航力を有し、人命の安全を保持するに必要な施設を為さなければ、航行の用に供し得ないとし（一条）、その所要施設（二条）、無線などの施設強制（四条）、定期検査、中間検査、特殊的検査、臨時検査（五条）の外、製造検査（六条）などを定めている。尚、同法施行規則に詳細な基準と技術検査を定めている。別に、鋼船構造規程（十五年逓信省令二四号）、木船構造規則（三三年運輸省令一四号）、船舶機関規則（三二年同令五五号）、船舶設備規程（九年逓信省令六号）、船舶区画規程（二七年運省令九七号）などがある。
- 別に「造船法」（二五年法一二九号）があつて、船体構成上の安全基準を、極めて技術的に詳細に定めて、最少限それ以上の構造上の安全性を持つことを要求しているわけである。
- (六) この低能率船の淘汰に関しては、二五年法二四二号による「低性能船舶買入法」があつたが、二八年に同法に代えて「臨時船質改善助成利子補給法」（二八年法一五〇号）を制定して実施している。

(七) 航空法一〇条に定める「耐空証明」は、運輸大臣が、航空機の安全確保のために、その強度、構造及び性能が、運輸省令で定める安全性を確保するための技術上の基準に適合することを検査確認の上で交付するもので、同証明では、その航空機の用途、速度、最大離陸重量、最大着陸重量、重心位置及び発動機運用限界を指定して行うものである。その有効期間は一カ年とし(一四条)、この耐空証明のあるものでなければ、航空の用に供してはならぬとする(一一條)。別に航空機の「型式証明」を行うものとし(一二条)、修理改造の際も技術的な整備検査を強制している(一六条)。

(八) 昭和二五年法二〇一号建築基準法で代置廃止されるまでの、市街地建築物法に多く存した。

(九) 建築基準法二〇条の構造耐力、二一条の大規模の建築物の主要構造、二七条の特殊建築物の耐火構造、三五条の特殊建築物の避難及び消火に関する技術的基準に関する規定を初め、殆んど同法は技術的規定に満ちている。

(一〇) 現行の医療法の前法とも言うべき、国民医療法でも、病院施設につき、又風俗営業の取締立法、公衆浴場などにつき、危険予防、風俗取締上の必要にもとづく構造技術上の規程が存した。

(一一) 二三年の興業場法(法一三七号)、二条、三条、旅館業法(法一三八条)、三条二項、四条、同法施行令一条、公衆浴場法(法一三九号)、二条二項、三条。

(一二) 医療法二一条、二三条、二三条、同法施行規則一六条、一七条等参照。

(一三) 水道については、その清浄維持のために、水道法(三三年法一七七号) 四条に水質基準を、更に五条に施設基準その他の技術規定を定めている。

又下水道については、下水道法(三三年法七九号)で環境衛生の保全確保上、その構造は政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならぬとする(七条)。

(一四) 労働基準法四二条―四五条(危害の防止)、四五条の安全措置のための規定、之を更に詳細具体的に定めるものとして、同法施行規則(二二年厚省令二三号)の外、労働安全規則(二二年労省令九号)があり、別に事業附属寄宿舎規程(二二年労

省令七号) 二章及び三章に安全衛生の基準を技術的に定めている。

(一五) この放射能障害の予防の問題は、近時著しく社会問題化し、そのための同法制定である。

(一六) 医療法二二条は病院につき、二二条は総合病院につき、この基準を法定している。

(ロ) 物資の品質などに向けられた技術統制 これも多くは、人命その他に対する危険予防の意図をもって行われるものであるが、取引の公正適正保持のためを主にするものも少なくはないことを指摘したい。すなわち一定品質を保持することを確保しなければ、取引の安全を図り得ないためのもので、繊維製品などにおける品質保障などが、この著しい例と言えるが、我々が日々供給を受けている電気、瓦斯の如きものについても著しい。それは正確に等質・等圧でなくとも、一定限界以内の差しか許し得ないもので、その維持に技術的統制を加えざるを得ないものである。(二) 又ラジオ、テレビなどの波長、周波数においても同様である。(三)

しかし、やはり最も重要なのは、人畜に対する危険予防のための製品の技術的統制と言わねばならぬ。それは一つには飲食物に対してであり、一定の有毒物を含有せしめないこと、更に一定の有効成分を保有するための技術強制がある。(四) 更に薬品に対しては一層この技術干渉は著しく、それは古くより強度の統制が存する所で、いわゆる「日本薬局方」に登録されているものであることを要し、新製剤については、その都度厚生大臣の許可を受けたものでなくてはならぬ。(五) 特に毒薬、劇薬、麻薬などの製造・販売、保有に対しては、厳重な技術的取締が加えられている。(六) 又別にワクチンその他の生物学的製剤のそれも、「生物学的製剤製造規則」(二四年厚生)が、厳重に技術統制を受けているところである。(七) 更に「農薬取締法」(二三年法八二号)の中にも、その取扱技術上の規制が存するところである。(八)

又電気器具の型式承認の制度、医療機械などの検査制度も、危険予防のための考慮にもとづく技術的規制である。別に火薬の製造取扱につき、更に高圧ガスの取扱について、危害予防上の技術制限の存することは既述した通りであ

(二)
る。

(一) 特に新興纖維製品について、このことが著しい。又戦時中は、その混紡率についても、嚴重な統制が存したことは衆知の所である。

(二) すなわち、電気については、例えば我々の家庭用の電力は、その電力供給規程に定める一定ボルトと、アンペアのものでなければならぬし、瓦斯についても、一定気圧で、一定カロリーを保有するものでなければならぬ。

(三) ラジオが、一定の放送局が一定の電波の型式及び周波数を維持し、且つその空中線電力も一定したもので免許を受けるが、その勝手な変更を許さぬことは勿論である(電波法七条、一四条参照)。

(四) 酒類について、その酒精含有量の技術区分があり(酒税法三条、二二条)、食品衛生法及び同法施行規則では、多くの特殊飲食物について、消極的に、又は積極的に一定物の含有量の技術限界を定めている(法七条、規則一〇条以下など参照)。

(五) 薬事法二六条三項、三〇条、三一条、三二条など参照。特に「公定書に収められていない医薬品は、二六条三項の規定により厚生大臣の許可を受けた基準に適合したものでなければ」これを製造販売できぬとし(三一条)、又厚生大臣指定の医薬品は、厚生大臣指定者の検査を受け、且つ合格したものでなければ販売授与してはならぬともしている(三三条)。

(六) 薬事法三五条以下に特に規定しているところで、毒薬の標示には黒字に白枠、白地をもってその品名及び「毒」の字を記載し(三五条一項)、劇薬の標示には、白地に赤枠、赤字をもってその品名及び「劇」の字を記載することを要求し(同条二項)その取扱者も限定している(三六条、三七条)。又別に「毒物及び劇物取締法」(二五年法三〇三号)がある。尚、麻薬については、二三年法一二三号「麻薬取締法」によって、多くの技術的取締制限をおいている。別に覚せい剤取締法(二六年法二五二号)も存することも附記すべきであろう。

(七) 各種のワクチン更に各種の予防接種剤に対する統制の重大さは、極めて注目すべきものがある。

(八) 農薬の製造、成分上の統制、その保管、使用上の制限が著しく、又農業用化学肥料についても成分上の統制がある。

(九) この電気用品については、昭和一〇年逓信省令三〇号で「電気用品取締規則」が制定され、その製造には、種別毎に通産大臣の免許を要し(二条)、更にその型式毎に通産大臣の型式承認を要し(三条)、その型式承認のない用品の販売使用禁止を定めている(五条)。

(一〇) 特に、放射性物による治療機械について、更に別に強力な予防立法が制定されていることは、既述のところである。

(一一) 火薬類取締法(二五年法一四九号)、高圧ガス取締法(二六年法二〇四号)。

(八) 技術水準の維持の強制 技術統制の最も注目すべき新動向を示すものが、この技術水準の維持強制という形態の統制にあるのであって、これは国際競争性の強い分野について、特に著しく発現するものであり、極めて政治的にも、重大な意味を保有するものである。

もちろん、既述の物的施設に対する技術統制の中にも、間接的な意味での、技術水準の保持は、その安全性保障のために要求されているところであり、或いはその取引規格化のために不可欠として要求されているところである。(一)

かし比較的古いもので、「火薬類取締法」(二五年五月四日法一四九号)に現われているもの、最近のものでは、「高圧ガス取締法」

(二六年六月七日法律二〇四号)などでは、特に製造活動の面に、この技術統制が強く働き、新しい展開の片鱗を見せ初めていた

のであるが、昭和二五年制定の「造船法」(同年五月一日法律一二九号)では、主務大臣に「技術に対する勧告」の権を明定し(八条)

更に二七年の「航空機製造法」(同年七月一六日法律二三七号)では、業者に一定の生産技術上の基準に適合する設備を維持する義務を課し(同法二条ノ九)

、又之を命じ得るものとした(同法二条ノ五)。

又航空機の安全性確保その他の点から、その製造方法について認可制を確立している(同法六条)。

そして二八年の「武器等製造法」(同年八月一日法律一四五号)でも、前記航空機製造者に対すると同じく、一定の製造設備について、技術上の基準の維持を義務付け(同法九条ノ一)

、更にその製造・保管に一定基準の維持を命じ得ることとしている(同法九条ノ三)。

又生産技術ではなく、設備の管理運営の面で、一定の技術水準の維持を強制す

るものに、空港の技術管理があることを指摘せざるを得ない。すなわち航空法四七条の定めるところがこれである。^(七)
 これらは、技術向上の方向に向けての、一定最低水準の維持の問題であるが、全く異なるのが、消極的な意味での技術統制を企図すべきもので、そしてそれは国内的であるよりは、国際的に維持すべきものが、原子兵器の製造・発展に対する技術制限の統制ではなくてはならぬのである。^(八)

しかし、わが国では、こうした国際競争の政治的要素をも含めた激しさを持つ産業分野のみに止まらず、輸出貿易の進展に依る産業活動にこそ、国民経済の活路を見出さざるを得ない困とあっては、一般に産業生産技術全般の急速な改善こそ急務であるが、独禁法の緩和が^(昭和二八年 法律二五九号)、特に中小企業団体組織法の制定^(三二年二月二五 日法律一八五号)が、往々にして低水準企業への平均化、釘付けに動く可能性を示しているのは、甚だ遺憾であり、^(九)このような動きの打破こそ、わが国民経済を救うものであるため、この部面での抜本的措置こそ緊要と考える。この意味で三一年の「機械工業振興臨時措置法」^(同年六月一五日 法律一五四号)が、生産技術向上のための基準の公表の制度を設けたことは注目すべきであろう。^(一〇)
 又特許権の制度についても再考すべきものがあると考えられることは、後述の通りであるが、^(一一)租税臨時措置法の特定産業機械の特別減価償却の許容も、この技術水準の更新に役立ち初めていることを附記したい。^(一二)

(一) 更に、取引の安全確保のためのものとしては、繊維製品の規格、化学肥料などの品質保証に、更に、農薬並びに医薬品についても、成分の基準が維持されていなくてはならぬ。

(二) 同法では、火薬類の製造業を営むものは、製造所毎に、通産大臣の許可を受けさせ^(三条)、それ以外の者の製造を禁止し^(四条)、更に、製造施設及び製造方法について一定の技術上の基準の維持を強制しているが^(九条)、これは主として危害予防の目的に止まる基準維持であり、船舶、航空機などのそれと目的を異にするものである。

(三) 同法においても、高圧ガスの製造は、事業場毎に、都道府県知事の許可を要するものとし^(五条)、同じくその製造施設、方法に対し一定基準の維持を強制する明文が存するが^(一一条、一二条)、これも専ら危害予防的目的に止るものに過ぎな

い。

(四) 船舶安全法第一条は、船舶は「その堪航性を保持し、且つ人命の安全を保持するに必要な施設を為すに非ざれば、之を航行の用に供することを得ず」として、その設備を定め、定期、中間、特殊などの検査制を定めている。

(五) 航空機製造法第六条は「航空機の製造に係る許可事業者は、通商産業大臣の認可を受けた製造の方法によるのでなければ、航空機を製造してはならない。……」通商大臣は「前項の認可の申請に係る製造の方法が、通商産業省令で定める生産技術上の基準に適合すると認めるときは、同項の認可をしなければならぬ」とし、七条にその認可基準による製造を命命し、八条以下にその確認を定めている。

(六) 武器等製造法第五条は、通産大臣がこの製造等の許可を与える基準の一として「通産省所定の技術上の基準」に適合するものであることを、前提する外(五条一項一号)、第九条一項は、その技術上の基準を維持すべきことを定めている。

(七) すなわち、空港の設置は、運輸大臣の設置管理するもの(第一種空港、第二種空港) 以外は、凡て運輸大臣の許可を要し(第三種空港)、その設置申請には、一定の航空保安上の構造設備を有するかどうかの基準に従って許可し(航空法三九条以下)、更に凡ての飛行場及び航空保安施設の設置者には、「運輸省令で定める技術上の基準に従って、当該施設を管理しなければならぬ」と明定し(同上四七条一項)、そのため定期検査を定め(同上二項)、更に、その基準に従って行われないうとき、それに適合しなくなったときには、許可の取消を定めている(四八条四号、五号)。

(八) 「核原料物資、核燃料物資及び原子炉に関する法律」(三二年法一六六号)で、製錬につき四条一項二号に、一二条二項、三項に、加工業につき一四条一項二号、二〇条に、原子炉につき、二四条一項三号、二八条、三三条に關係規定をおいている。

(九) 独禁法にいう「不当な取引制限」の方法としての、技術制限を目的としたカルテルが、同法三条違反として禁止されていたが、二八年の改正による不況カルテル(二四条ノ三)の方法として間接には技術制限が可能となり、合理化カルテルにおいて

はなお更である(二四條ノ四)。しかし最も重大なカルテル許容は、中小企業団体組織法の制定であると言わねばならぬ。

(一〇) 機械工業振興臨時措置法一二条一項は「通商産業大臣は、合理化基本計画を定めたときは、遅滞なく機械工業審議会の意見をきいて、生産技術の向上を促進することが、特に必要であると認められる特定機械工業について、合理化基本計画に定めるその特定機械工業の合理化の目標を達成するためには、その特定機械工業を営む者の工場又は事業場における、その特定機械の製造及び検査の設備及び方法並びにその製造に従事する者の技能的能力が適合しなければならぬと認められる基準を定めて、公表しなければならぬ」とする。而して、同条にいわゆる「合理化基本計画」については、同法三条及び四條に定める所である。

(一一) 特許専用権を、現在の如き日本の産業技術のおくれている国で、十五年も独占することは不適當で、これを短縮して、別に發明に一時的報賞制度をひろく採用すべきことを提稱したい。

(一二) この租税臨時措置法の方法によるものは、既述一の註五参照。

(二) その他の技術統制 上記の外、特殊な技術統制を行うものに、漁獲技術、狩猟方法の統制があり、家畜の品種改良などのための統制にも、ここに技術統制と目すべきものがある。先ず二四年の「漁業法」(二四年二月一日法律二六七号)は、その五六條で水産資源保護のために、漁具・漁船の技術的制限禁止を行うことを定め、別に一般的な資源保護の立法として「水産資源保護法」(二六年二月七日法律三一二号)を制定し、更に漁法のいかんによっては、漁族枯渴も考えられるので、特定の漁獲方法の技術制限を行う特別法令を多く制定している。^(一)

又「狩猟法」(大正七年四月四日法律三二号)でも、特定の鳥類、獸類の捕獲禁止と共に、捕獲し得るものについても、その時期、捕獲方法に技術的統制を定めている。^(二)更に家畜の品種改良の緊要性から、種畜・交配に対する技術統制が、種畜法(二三年法律二五五号)、家畜改良増殖法(二五年法律二〇九号)に見えている如きこれである。^(三)

(一) この種の漁獲技術統制を含む取締法令としては、小型汽船底びき網漁業取締規則(二七年農林省令六号)、まき網漁業取締

- 規則（同年同省令八号）、母船式漁業取締規則（同年同省令三〇号）、さけます流網漁業取締規則（同年同省令五二号）、白蝶貝等採取業取締規則（同年同省令五一号）、さば漁業取締規則（二三年同省令三二号）など極めて多い。
- (二) 狩獲法一条三号四号、同法施行規則二条に狩獵期間の制限三条に獵法の制限、四条に捕獲数量の制限などを定めている。
- (三) 種畜法（二三年法一五五号）でも、その種畜適格について規整していたが、同法に代った家畜改良増殖法（二五年法二〇九号）四条以下では、優秀品種の育成のための繁殖統制を規定している。

四、人に向けられた技術統制

各種技術の高度化は、自然に一定水準以上の技能者を要求する。ここに最近相次いで技術免許制を定める特別立法の制定される所以であるが、その立法中には、その立法趣旨の美句に拘わらず、実は既存の従事者に無試験免許を与えることにより、徒らにギルドの特権を与えて、参議院その他の立候補の際の票集めに行うかの疑いのある行動も見えるのは甚だ遺憾であり、若し実施するならば、技術実施関係の試験科目には特別免除をすとしても、技術理論、技術法令関係の試験は免除すべきでない^(一)と考えるものである。

この技術免許制としては、古くから存する医師その他の医療関係者、自動車・船舶・航空機など交通機関関係の運転者など免許制の外、最近^(二)は医療関係でも歯科衛生士、歯科技士などの資格試験と免許制が創設され、交通機関関係の免許制も著しく分科し、^(三)通信関係は勿論、一般の生産職場での一定職種についての試験免許制の創設も著しく拡がりつつある。^(四)

- (一) 多くのこの種免許法には、その従事者の素質の向上、技術安全などをうたっているが、多くのものは、既にその業務に一定年数以上従事しているものに、受験免除を定め、その資格を賦与するのが通例である。後述六の註一六参照。

(二) 医師の免許については、医師法(二三年法二〇一号)二条乃至一六条に定めるが、別に特例を認めている(二八年法一九二二号「医師等の免許及び試験の特例に関する法律」、三〇年法八四号「医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律」)。
 。歯科医師につき歯科医師法(二三年法二〇二号)二条乃至一六条に規定し、別に歯科衛生士法(二三年法二〇四号)、齒科技工法(三〇年法一六八号)、診療エックス線技師法(二六年法二二六号)、保健婦助産婦看護婦法(二三年法二〇三号)、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(二二年法二一七号)などがある。又特に優生保護法の人工妊娠中絶などの手術を行う医師については、指定医制度を採用していることを附記したい(同法一四条)。医療とは直接関係がないが、栄養士制度も二二年の栄養士法(法二四五号)で、又調理師の制度も三三年の調理師法(法一四七号)で確立している。又理容師法(二二年法二三四号)も、地方試験制度を採用している。

尚、薬剤士については、薬事法(二三年法一九七号)三条以下に定めている。

(三) 自動車の運転免許には、第一種運転免許と第二種同上有りがある。更に、第一種の免許の中に、大型自動車免許、普通自動車免許、小型自動車免許、軽自動車免許などがある(道路交通取締法施行令四七条以下)。又船舶乗員の技能免許制も複雑であり、船舶職員法(二六年法一四九号)は、

次に航空機乗員については、航空法(二七年法二三一号)四章に技能証明と免許を定めているが、定期運送用操縦士、上級事業用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士、一等乃至三等航空通信士、一等乃至三等航空整備士、航空工場整備士の多種に亘る。国鉄も、鉄道営業法二一条にもとづき、「動力車操縦者運転免許に関する省令」(昭和三十一年省令四三号)を制定し、運転者の免許制をおいているが、甲種蒸気機関車運転免許、甲種電気機関車運転免許、甲種内燃車運転免許の外、乙種の上記三種の運転免許と、無軌道電車運転免許の七種を定めている(同省令四条)。

(四) 前記の船舶及び航空通信士の外に、電波法(二五年法一三二号)第四章(三九―五一号)に無線従事者の資格を定めている。その種類は、第一級乃至第三級無線通信士、航空級無線通信士、電話級無線通信士、第一級及び第二級無線技師士、第

一級及び第二級アマチュア無線技士、特殊無線技士の十種とし、国家試験合格者に郵政大臣から免許を与えることとしている（四〇条、四一条）。その他、「機汽罐主任者技能認定に関する件」（一〇年通信省告示一〇五三号）などもある。

建築士（二五年法二〇一号建設基準法、二五年二〇二号建築士法）、電気事業主任技術者（昭和七年通信省令五四号）（第一種より第三種までである）。しかし、最も注目すべきものは、昭和三二年法一二四号「技術士法」による技術士の制度である。

五、技術統制の法的特質

上記の如く、わが国における技術統制は、極めて多目的且つ多岐に亘るものが存するが、これらの技術統制の法的特質をいかなる点に発見できるかと言うに、先ず、それは自然科学的な専門法則にもとづく法規制であることを挙げなくてはならぬ。故に技術の改善、新発見が現われたときは、当然変更されるべき性格を持つものであることは言うまでもない。その意味で国際普遍性を保有すべきものであるにも拘らず、往々にして過渡的な技術統制が政治的に行われていることも少くないことを併せて指摘せざるを得ない。しかし、技術法である限り、倫理的性格を持ちようがなく、慣習性などに馴染む性格を保有しないことも、多く論証を要しないところである。故にその運用に当っては、純技術的に、専門的に行われるべく、解釈の自由性を容れる余地の極めて少ない分野であると言わねばならぬ。なお、この技術統制は、いわゆる最低限統制であり、その意味ではその強行性は半面的であり、それより上位の条件となることを認めない性質の強行法でないことにも、この一特質を見出し得るところである。

六、技術統制の確保と違反の処置

技術統制の確保は、或いは人命の安全に関するものが極めて多く、その限りではその遵守確保は呵責なきものでなくてはならぬことは勿論である。又その一定の動植物などの保護のための技術規制の場合も、徒らに寛大であつてはならぬが、従来は往々にして、わが国民の技術尊重の欠乏その他から、意識的に、又は無意識的に、その監視取締が十分に行われなかつた傾きがある。^(一)とりわけ、交通安全、建築の安全、産業安全、医療安全の確保は、反面では直接的に人命尊重につながるもので、毫も妥協すべきものでないことを、全国民意識として造成する必要が緊要である。それと共に、これらの技術統制法規の遵守を指導監視する中央並びに地方官庁の強化と、担当官公吏の専門技術的素質の向上に、格段の努力を払うべきであるが、これらの点においても従来は遺憾な点が少くなかつた。^(二)

既述の安全確保の保障が得られる最低限の基準に適合しない車輛・船舶・航空機などの登録又は使用禁止、^(三)危険建築その他の違法施設には、使用許可を与えず、^(四)有毒・有害物件の没収・破棄などの処分によって、その危険を現実的に排除し、一度許可を与えたものが、その後上記の基準以下に低下し又はその許可基準を履行しなかつた場合の改善命令、^(五)補修命令などを定め、場合によっては許可取消、使用停止などの方法が存する。^(六)又定期又は臨時の検査制度、^(七)又は免許期間の短期更新制などによって、この水準の常時維持を確保する方法を採用しているのである。^(八)

更に、私法などに存する法令違反の行為を無効とするなどの方法は不適當且つ無用であることは勿論であるが、^(九)違反行為を刑罰を以って制裁することだけでは、これらの技術統制法の確保に不十分の面が多い。^(一〇)蓋し刑罰はいわゆる一事不再理の原則によって、一事実に一回限りの処罰を行うに止まるが、これら技術統制の確保は、その違反行為、違反状態が現実には除去され、改善されるまで強制を止め得ないものが多いので、行政権による実力除去、没収、廃棄などの処分によらないものでは、寧ろ行政罰としての過料による間接強制をより適當とするわけである。けだし過料の制裁は、同一行為、同一事業に対して、それが矯正されるまでは何回でも課し得るところであるからである。^(一一)

ただ劇薬・麻薬などと、火薬は、一般には危険物であり、有毒物であるが、他面一定資格者がこれを使用すれば医療品となり、有用物となるのであるから、その使用有資格者以外への流出禁止、保管、使用の制限を嚴重にする方途を採るわけである。^(二二)

又既述の人的部面に対する技術統制は、特技免許制となっているが、免許を嚴格公平な試験制にすることは勿論であるが、無免許者の施業には刑罰をもって臨み、更に免許状の更新制度、一定違反事実による免状の没収取上げなどの制裁などの方法によっているが、^(二四)多くは一度免状を受領したものは、その後の経過年数、実地施業の如何に拘らず、永久保持せしめるやり方は改めるべきで、一定期間に更に実地及び法規試験などを繰返すことによって、その技術水準の常時維持に努力すべきものと考える。^(二五) 況んや、最近の多くの免許制立法の如く、その立法施行時まで、当該業務に従事しているものに、そのまま免状を与え、その立法実施以後の者のみを試験制とする如きことは不都合と考える。^(二六)

更に最近の新しい技術統制の分野として、著しく、その重要性を加えて来た産業技術水準の維持統制は、既述のものとは異なり、直接人命には関するものではないが、わが国の生産水準の高低は、極めて深く全國民の經濟生活水準、更に文化水準を左右するものである点に鑑みるときは、その維持確保、更には一層の水準高揚のための法的措置を強力に講ずべきであって、徒らに道義規定として床飾化しておくことを許さないものと言えよう。^(二七) 又科学技術の悪魔的使用とも称すべき原水爆兵器からの人類の保護の緊急性に対する世界法的有力措置の必要性については囁々と多くの言を要しないところである。^(二八)

(一) 日本の従来の教育制度における技術教育の輕視の傾向に直接基因するが、感情的、直觀的な國民性は、科学的、技術的なものへの尊重を阻んだとも言えよう。

(二) いわゆる一般監督行政官庁は勿論、現業的官庁においても、技術系統の官吏は冷遇されていたことは著しく、最近多少是正

されつつある。このことは、一般企業の重役陣については、急激に技術重役の比重が重くなりつつある。

- (三) 航空法一一條は、凡ての航空機は、耐空証明を受けたものでなければ、航空の用に供してはならぬとし、更に、一九條は、毎回の整備、改造毎に航空機の基準に適合することの確認を得ることを定めている。道路運送車両法四條も、自動車登録原簿に登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならぬとし、別に安全技術基準の確保のため、毎日仕業点検の義務を課し(四七條)、別に整備勸告(四八條)、整備記録簿の備付を命じている。又船舶安全法一條も、同法の基準に適合したものでなければ航行の用に供し得ないとする。

- (四) 建築基準法七條は、一般の建築物の検査及び使用承認を定めるが、特殊建築物の構造耐力(二〇條)、耐火構造(二七條)、避難及び消火施設(三五條)の基準などを定め、その基準に適合しないものに使用承認を与えない。又医療法施行規則は、病室などの構造基準(一六條)、更には医療法自体に病院施設、総合病院施設につき基準をおき(二二條、二二條)、それに適合しないものを開設させない。

- (五) 食品衛生法四條は、健康上有害な食品の製造販売を禁止し、更に七條は、厚生大臣が、公衆衛生の立場から基準又は規格を定め、それに適合しないもの製造販売を禁止できるものとしている。

薬事法二六條一項は、「医薬品、用具又は化粧品、製造業を営もうとする者は、省令の定めるところにより、製造所ごとに厚生大臣の登録を受けなければならない」とし、同条二項はその製造業者は、公定書に定められていない医薬品の製造には、その品目毎に厚生大臣の許可を要するとし、別に有害品、更に、不良品の排除を定めている。

- (六) 航空法一九條は、耐空証明のある航空機を整備改造した場合に、耐空証明の認可基準に適合しているかどうかの確認検査を受けなくては航行の用に供し得ないとし、別に一六條も修理改造の場合の検査を義務づけている。

又建築基準法九條は、違反建築物の工事停止、その除去、模様替などは正の必要措置をとり得ることを定め、更に、一〇條は保安上危険であり、衛生上有害な建築物の措置を、一二條にその時期検査、試験の権限を定めている。

- (七) 道路運送車両法による自動車についての、検査制度は比較的に嚴重である(四三條、四六條、四七條以下七六條参照)。又航空法一六條、一九條など参照。

- (八) 建築基準法八條は、この基準維持の義務を次の如く定めているのは、注目すべき立法の一と言えよう。曰く「建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない」。

(九) 法律違反の行為の私法上の効力を否認することも一つの制裁であり、法維持の手段であるわけで、その制裁である限り、他の制裁である行政罰、刑罰と総合的に考慮すべきものであることは、筆者の早くから主張しつづけるところであるが(拙著「独裁主義株式会社法論」八四頁以下、「官団と統制会」二〇頁以下、産業法概論上巻二八頁以下)、ここでは、この無効制裁の方法は、実効が少なくいと解する。

(一〇) 例えば、既述の技術統制の違反に対して、この刑罰を定めるものが少くないが、本文の如く考えるものである。懲役又は罰金刑を定めるものに、建築基準法九九条、一〇〇条、航空法一四三条―一五七条、道路運送車両法一〇七条―一一〇条、電波法一一〇条以下、航空機製造事業法二三条、船舶安全法一八条以下、武器等製造法三一条以下などがある。

(一一) すなわち、過料を規定するものに、道路運送車両法一一二条、電波法一一五条、一一六条、航空法一六〇条―一六二条などがあるだけで、前記の罰金刑を規定するものより、却って少ないのは、この意味では適当でないと考える。更に、建築基準法、航空機製造事業法、船舶安全法、武器等製造法などは過料制裁を定めていない。

(一二) 薬事法三五条―三九条参照。

(一三) 医師法一七条、薬事法二一条、航空法二二条、道路交通取締法九条一項など参照。

(一四) 医師法七条(免許取消、医業停止など)、航空法三〇条(技能証明の取消)、道路交通取締法九条四項、道路交通取締法施行令など参照。

(一五) 航空法六九条は、免許状の外に、最近の飛行経験を要求し、又七二条には機長に特に路線資格を要求しているのは注目すべきである。又道路交通取締法による自動車の免許状の定期検査を定めるも、実地再試験の方法によるものでない(施行令五七条以下)。

(一六) 診療エックス線技師法、歯科衛生師法、理容師美容師法、あん摩・はり師・きゅう師及び柔道整復師法などは、凡て経過規定又は附則で、既存業者の試験免除、又は軽減などを定めている。

(一七) 航空機製造事業法では、二条ノ九第一項に、生産技術上の基準の維持を義務付け、同条第二項で、それに適合しないと認めたとときの特定施設の修理改造を命じ得るとしている。その命令違反には、二二条二号で刑罰を加えることを定めている。又有線電気通信法は、その一一條に技術基準を法定し乍ら、その違反には制裁規定をおいていない。

(一八) 最近漸く、国際管理の協定が成立する可能性を示しているようである。(昭和三三年一月二日八日記)